

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会 定款(一部抜粋)

第 5 章 会 員

(会員)

第19条 この法人に会員を置く。

- 2 会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。
- 3 会員に関する規程は、別に定める。